

議案第 74 号

伊賀市地区市民センター条例の一部改正について

伊賀市地区市民センター条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市地区市民センター条例の一部を改正する条例

伊賀市地区市民センター条例（平成16年伊賀市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条の表長田地区市民センターの項中「1618 番地 1」を「2316 番地 2」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。